瑞浪市空き家・空き地バング

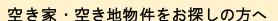




空き家・空き地バンクは、空き家や空き地を所有している方から、売買や賃貸借を目的として物件登録を行い、

その情報を市ホームページなどで公開し、空き家や空き地をお探しの方へ紹介するシステムです。

- ・空き家とは…活用していない住宅、店舗、工場、事務所、倉庫
- ・空き地とは…活用していない宅地、農地、雑種地
- ※農地に関しては、農業委員会との協議が必要になります。



- 1. 市ホームページ、窓口、または協定不動産事業者にて物件を閲覧してください。(どなたでも閲覧可能です)
- 2. 物件の交渉を希望される方は、空き家・空き地バンク利用申込書(様式第8号)を市へ提出してください。
- 3. 1. にて、市ホームページ、または窓口での場合、担当不動産事業者を紹介します。 あとは不動産事業者と交渉を進めてください。
 - ※ 空き家や空き地の所有者と利用希望者との交渉・契約等については、必ず、市と媒介業務に関する協定を締結した市内の協力不動産事業者を媒介として進めていただきます。
 - ※ 媒介に際して媒介手数料が必要になります。
 - ※ ご不明な点がございましたら、下記連絡先までご相談ください。

瑞浪市>移住定住> 空き家・空き地バンクホームページ





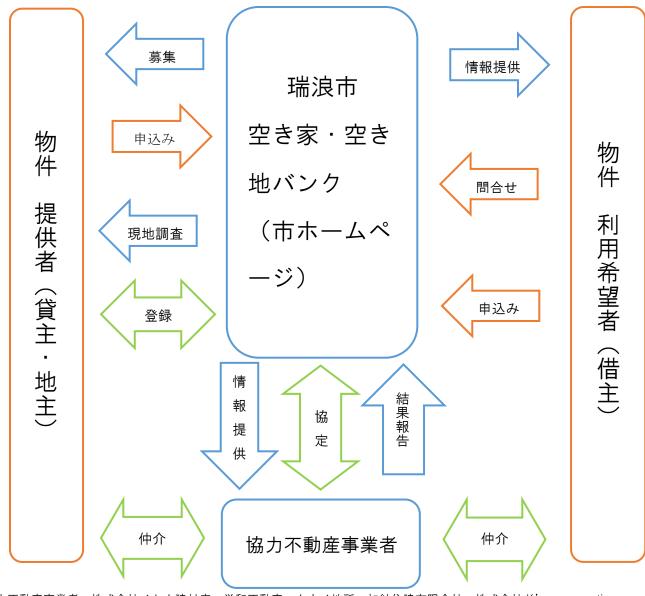


お問い合わせ先

〒509-6195 瑞浪市上平町1-1

瑞浪市役所 まちづくり推進部 市民協働課 定住サポート係 0572-68-2111 (内線 348) 0572-68-9756 (直通)

《空き家・空き地バンク事業の概要図》



協力不動産事業者:株式会社イトウ建材店・栄和不動産・カネイ地所・加納住建有限会社・株式会社 K's-corporation

(五十音順) 有限会社建築工房風土・株式会社ツノガイ不動産・株式会社東洋地所・有限会社瑞浪地所

株式会社和合不動産・株式会社雅

- 一※ 瑞浪市は、売買及び賃貸借の仲介を行いません。交渉及び契約の際は、不動産事業者を仲介とし相談、交易等を行っていただきます。
- ※ この制度は、瑞浪市内の空き家・空き地の売買及び賃貸借を希望する所有者から、物件の提供を求め、「瑞 浪市空き家・空き地バンク」に登録した物件情報を希望する方へ提供するものです。
- ※ 空き家とは、活用していない住宅、店舗、工場、事務所及び倉庫をいい、空き地とは、活用していない宅地、 農地及び雑種地をいいます。

空き家・空き地登録物件を募集しています

【申し込み方法】

空き家・空き地バンク物件登録申込書(様式第1号)の右上申請部分と、太枠に囲まれた箇所を記入・押印のうえ、瑞浪市役所市民協働課へ提出してください。郵送は可能ですが FAX は不可です。

- ※ 様式については、チラシ表面のホームページと同じところに掲載されています。
- ※ 詳しくは、ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。また、ホームページが見られない方や、 ご不明な点がございましたら、電話でも相談を受け付けておりますので、気軽にご相談ください。